

# 高年齢労働者の 労働災害をなくそう!!

現在、我が国においては、少子高齢化の進展に伴って、生涯現役社会の実現が求められています。

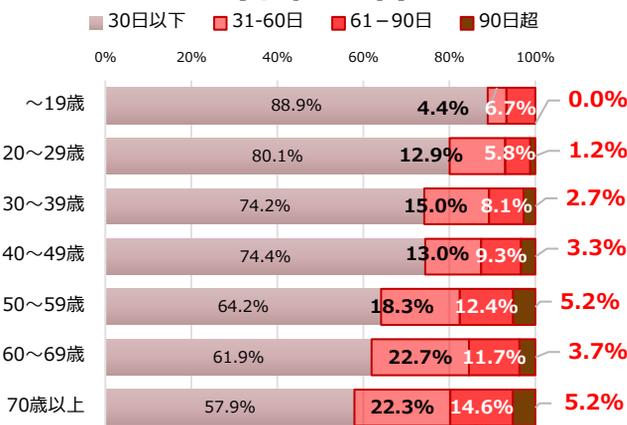
群馬労働局管内の**高年齢労働者(60歳以上の労働者)**における労働災害の占める割合は徐々に増加しており、高年齢労働者に着目した、安心・安全に働くことのできる職場環境づくりは喫緊の課題です。

高年齢労働者が長年培った知識や経験等を十分に活かして活躍し続けることができる職場環境を整備しましょう!

### 年別死傷災害の推移



### 年齢別休業見込期間別の状況 (令和6年)



年齢が高くなるほど重傷度も高く休業見込期間は長くなります

### 業種別死傷災害発生状況 (令和6年)

業種別	年齢別	60歳未満	60歳以上	合計	60歳以上が占める割合
全業種		1,875	771	2,646	
製造業		597	191	788	24.2%
建設業		159	46	205	22.4%
道路貨物運送		272	71	343	20.7%
小売業		170	105	275	38.2%
社会福祉施設		155	79	234	33.8%
飲食店		72	30	102	29.4%
清掃・と畜業		60	49	109	45.0%
その他の業種		390	200	590	33.9%

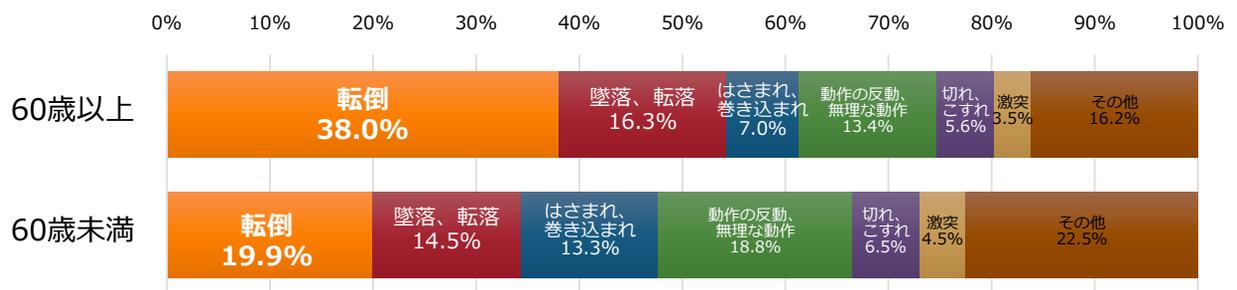


※資料出典 労働者死傷病報告

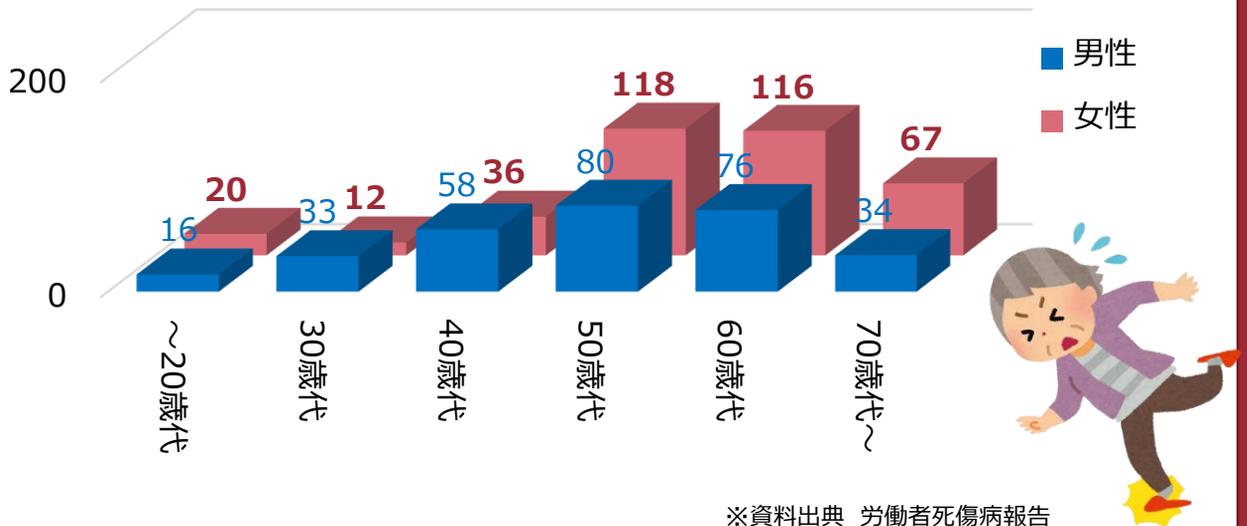
高齢労働者の労働災害を事故の型別にみると、転倒災害が約4割で最も多くなっており、60歳未満の約2倍となっています。

また、転倒災害を男女別にみると、女性では全体の約5割、男性では約4割が高齢労働者となる中、特に50歳代から転倒災害が急増している状況が見られるなど、身体機能の変化に応じた対策が求められます。

事故の型別死傷災害発生状況（令和6年）



男女別転倒災害発生状況（令和6年）



**★ 高齢労働者が働きやすい職場づくり = 誰にとっても働きやすい職場**

高齢労働者が働きやすい職場環境の整備や働き方の見直しを行い、働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう!!

# 「エイジフレンドリーガイドラインについて」

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。このガイドラインは、高年齢労働者を使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。

## 事業者求められる事項

令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



ガイドラインの全文はコチラ(PDF)

### 1 安全衛生管理体制の確立

- (1) 経営トップによる方針表明と体制整備
- (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

### 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う施設・装置の導入
- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状態の把握
- (2) 体力の状況の把握
- (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

### 5 安全衛生教育

- (1) 高年齢労働者に対する教育
- (2) 管理監督者等に対する教育

## 労働者に求められる事項

- ・ 自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む
- ・ 自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解する

※ 令和8年4月より高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施について事業者の努力義務とする法律が施行されます。



法改正の概要等はコチラ(HP)

# 「エイジフレンドリー補助金」について

高齢者の労働災害防止対策や労働者の転倒や腰痛等、職場環境の整備等に要する費用を補助します。是非ご活用ください。

※事業場規模、雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

- 1 コース
  - ①総合対策コース（リスクアセスメントの導入）
  - ②職場環境改善コース（設備や装置の導入など）
  - ③コラボヘルスコース（労働者の健康づくり）
- 2 補助額
  - ①補助率5分の4、上限100万円
  - ②補助率2分の1、上限100万円
  - ③補助率4分の3、上限30万円

### 3 交付申請書類受付期間

令和7年5月15日 ～ 令和7年10月31日

令和7年度  
エイジフレンドリー補助金  
Check !



# 「エイジアクション100」について

高齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリストを活用して、職場の課題を洗い出し、改善に向けての取組を進めるための「職場改善ツール」です。（中央労働災害防止協会 作成）

詳しくはコチラ ▣ 「エイジアクション100」特設サイト（中災防）  
<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/ageaction100.html>

Check !



# 「高齢労働者の活躍促進のための安全衛生対策」について ～先進企業の取組事例集～

本事例集は、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長など、高齢者の雇用促進の取組が進められている一方で、加齢に伴う身体機能の低下が影響する高齢労働者の労働災害が多発している現状を踏まえ、高齢労働者の活躍促進のための安全衛生対策について先進的な取組を行っている10企業の事例を収集して取りまとめ、さまざまな業種・業態の企業で参考にしてもらうために作成されたものです。

詳しくはコチラ ▣ 「高齢労働者の活躍促進のための安全衛生対策」特設サイト（中災防）  
<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/ageaction100.html>

Check !



厚生労働省ホームページ

## 「高齢労働者の安全衛生対策について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



群馬労働局  
労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1  
Tel 027-896-4736

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>